

学生と自治

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 手取, 智紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29829

卒業論文ダイジェスト

「学生と自治」

89-60 手取智紀

＜章構成＞

序章

第一章 戦後の大学における自治とは何か

1. 大学自治についての考え方の形成
2. 大学自治の保障の構築
3. 大学管理法案内での学生の位置

第二章 大学自治への学生の関わり

1. 占領下政策内での学生自治活動
2. 政府・大学の位置づけの中での学生自治
3. 学生自治と生徒自治

第三章 「東大紛争」の影響による学生自治活動の転換

1. 東大紛争の経緯 (8/10告示まで)
2. 東大紛争の経緯
3. 東大改革への方向性と学生自治観
4. 学生の自治活動の限界

終章

参考文献

第一章 戦後の大学における自治とは何か

「自治」を最低限の認識として「ある目的の達成のため、その構成員が自主的に考え、行動すること」とすると、対象を大学とした場合、その大学が何を目的として、その達成のためになぜ「自治」をおこなうことが大切なのか、という点が問題としてでてくるのではないだろうか。実際、戦後の大学において、その管理や運営が、構成員の「自治」によってなされるべきだという認識があつて、現実にその「自治」によって大学が動いてきたといえるだろう。ここではその「大学の自治」が何を目的として、何を自主的に行うことであると考えられていたのかについて、みてみることにした。

太平洋戦争での敗戦後、いわゆる占領下政策のもと民主化がすすめられるにつれて、大

学もまたそれまでの性格から変わっていくことになったのはいうまでもないだろう。その変化をみると、注目できる点は、日本国憲法によって、「学問の自由」が、「侵すことのできない永久の」基本的人権の一つとして明記されたことであろう。大学の自治は、この「学問の自由」のもとに、自由な学問研究・教育活動を行う手段として大学自身に認められた性格を持つことになったといえる。そして、このような大学の自治を認めるうえで、大学の自治運営や、教官の身分保障に関する制度的保障を樹立する必要性が認識されることになった。

ところで、上のような制度的保障については、ある程度のレベルでは実現したといえる。具体的にあげてみると、学校教育法や教育公務員特例法がそれにあたるだろう。そして大学全般の管理・運営機関を整備するものとして、大学管理法案が作られることになる。しかしこの大学管理法案は、審議の段階でさまざまな問題点が指摘され、結果的には成立できずに終わる。その問題点の中でここでは学生の位置づけに関して取り上げてみると、大学管理法案の起草にあたった起草協議会では当初、「学部長は、（中略）学生生活に関し、教授、助教授及び専任講師の代表と学生の代表との意思疎通を図り、学生生活の向上に資するため、適当な方法を講ずることができる」等の条項を立案していたのだが、最終的に提出された法案で、それらがすべて削除されていたことであった。以上のような問題点も含め、さまざまな点から大学管理法案が成立できなかったことは、結果的に具体的な大学自治を保障する制度が構築されずにあるというようにいえるだろう。

第二章 大学自治への学生の関わり

大学の自治は、日本国憲法で保障された学問の自由を、大学において確保する手段として、法的には確固とした明文にされきれなかったものの、その解釈のうえで認められるようになってきたといえる。ところで、この「大学の自治」に、実際学生はどのように関わっていったのだろうか。ここでは、「大学の自治」の中での学生の位置づけをみて、学生にとっての大学の自治は何なのか考えてみることにした。

終戦直後のあらゆるもののが欠乏一物資や学問・知識に接する機会の欠乏、そして民主主義の概念の欠乏に対する対応、学生もまたこれを克服することに力を注ぐようになっていったといえる。その中で大学ごとに学生自治会が結成され、さらにこれらの統一組織として「

全国学生自治会総連合（全学連）」が結成（1948年9月）されることになる。この今までの学生自治は、GHQによる占領下政策によって概ね支持されていたといえる。

ころが、1950年の朝鮮戦争にいたるまでにいわゆる東西の緊張が高まるにつれ、学生自治に対するGHQの考え方方が変わってくることになった。その変化を示すものとして、1946年2月7日の占領軍民間情報教育局（CIE）の覚書があげられるだろう。

同時に東西間の緊張は、国内でいわゆるレッド・ページとして反映されることになる。そしてレッド・ページは大学に対してもなされつつあった。その契機となったのが新潟大学を皮切りに約30の大学で共産主義の思想を持つ教官を追放するべきであるという趣旨の講演を行ったといいわゆる「イールズ事件」であったといえる。しかしこのイールズの講演自体にも、そして大学へのレッド・ページ政策にも少なからず抵抗があり、結果的に大学でのレッド・ページは不調に終わった。その抵抗の大きな部分を占めていたのが、学生による活動であったといえる。

以上のように、学生による自治活動は、終戦直後から少しづつその萌芽をみせ初め、次第に発展していく過程をたどったといえる。しかし一方で、その活動は、政府や大学側の持っていた学生自治観とは食い違い、その両者の対立の過程でもあったともいえる。結果的に、こうした学生自治観の対立が契機となって、そしてその食い違いを埋めようとする動きを見せ始めたのが、いわゆる「東大紛争」になるといえるだろう。

第三章 「東大紛争」の影響による学生自治観の転換

1968年から69年にかけてのいわゆる「東大紛争」は大まかに二つの側面を持っていたといえる。その一つは発端でもあった医学部においての医療制度改革に対しての反対運動という面、そしてその活動の中、医学部生に対して行われた処分の非教育性・不当性から、学生がどのような権利を持っているか、そしてその権利を保障するにはどうすればいいかを大学側に突きつけるという側面である。そして東大全体に波及したものは、この後者にあたる側面であったといえるだろう。

学生側の具体的な要求として、「東大パンフ」の廃棄があげられていたが、この「東大パンフ」が、東大において、学生の自治活動を規定していたものとして注目できる。そこで、これの中身をみてみることにする。

「東大パンフ」では、学生が研究を行い、その結果を発表することについては、その自主性を尊重し、学問の自由の精神が維持されなければならないとしているが、一方で学問や教育に関して最終的な意思決定は、教員組織の責任においてなされるものであるという認識に立っている。この点をもとにして、学生自治は、「広く教育の一環としてとらえら

れる」性質のものであって、本来の大学の自治と関連を持つものとはいえないとしていたしかし大学が「自治」によって管理・運営されていることと学生がその中に加われないと、そして実際に医学部で明らかに不当な処分が行われていても、学生がそれから身を守ることができなかつたこと、こうしたことがいわば紛争の大きな争点であったといえるだろう。

結果的に紛争自体は、大学側、そして学生側にも分裂というようにそれぞれ問題を抱えながら終結にむかいい学生の持つ権利、そして学生自治観を考えていく方向性がみえてくることになる。その方向は、学生觀を、「学生を、自主性を持った成人として接すること」とした改革草案の中の言葉にみることができるだろう。とはいえ、こうした新しい学生自治觀や大学への関わりの転換はあくまで改革草案の段階までで中途半端な形で終わってしまっているといえなくもない。しかしこうした過程がとにかくも学生の莫大な運動と、それに対しての「従来の慣行」による大学側の対処についての反省により作られたという点に意義を見つけたいと思う。